

重要分野における取組・周知状況について

資料 1

| 速報の与える影響が大きい分野又は施設 | 分野又は施設としての提供・非提供の検討状況 | 緊急地震速報の提供の際の混乱防止のための周知 | 備考 |
|-----------------------------|--|---|--|
| 警察庁 | | | |
| 道路交通 | | <p>・「交通の方法に関する教則」(昭和53年国家公安委員会告示第3号)を改正(平成20年6月施行)し、緊急地震速報が発表された際に自動車の運転者が採るべき措置について周知。</p> | |
| 総務省 | | | |
| 各部局が所管する法人が設置している病院、ホール等の施設 | <p>日本放送協会(NHK)がNHKホール、放送博物館等において館内放送やエレベータ運行制御で活用。</p> | | |
| 電気通信事業 | <p>・NTTコミュニケーションズは法人ユーザ及び個人ユーザを対象に「緊急地震速報配信サービス」を提供している。 ・NTTドコモは対応携帯電話へ緊急地震速報などを配信する「エリアメール」を提供している。 ・NTT東日本・西日本は緊急地震速報を受信する端末を提供している。 ・KDDIは、対応携帯電話端末に緊急地震速報を配信するサービスを提供している。</p> | <p>・契約申込時の重要事項説明書にてサービス利用上の注意を記載 ・サービス内容、利用設定方法の周知(取扱説明書中、総合カタログ、パンフレット、ホームページ等)</p> | <p>ソフトバンクモバイルでは緊急地震速報を対応携帯電話に配信するサービスを平成22年夏以降で開始予定。</p> |

重要分野における取組・周知状況について

資料 1

| 速報の与える影響が大きい分野又は施設 | 分野又は施設としての提供・非提供の検討状況 | 緊急地震速報の提供の際の混乱防止のための周知 | 備考 |
|--------------------|------------------------|---|---|
| 外務省 | | | |
| 独立行政法人国際交流基金の施設 | 付属機関等における提供、非提供について検討中 | 関係省庁連絡会議(第1回)配付資料3「集客施設における管理者の対応例」配付(4月6日)、外務省における「気象庁による説明会」(4月9日)に招致、緊急地震速報リーフレット「緊急地震速報～この秋スタート～」を配付(7月11日)、気象庁作成の緊急地震速報広報ビデオを配付(7月23日)、「緊急地震速報の利活用の手引き(施設管理者用)Ver.1.0」を配付(8月14日) | 付属機関(日本語国際センター、関西国際センター)及び京都支部で提供、非提供を検討中 |
| 独立行政法人国際協力機構の国内機関 | 提供、非提供について検討中 | 関係省庁連絡会議(第1回)配付資料3「集客施設における管理者の対応例」配付(4月6日)、外務省における「気象庁による説明会」(4月9日)に招致及びその説明内容につき国内機関を含む国際協力機構内関係部署と情報共有。機材整備等に一定の経費を要するところ、予算措置、プライオリティ付け(規模、必要性等)を踏まえつつ、検討中。気象庁作成の緊急地震速報広報ビデオを配付(7月23日)、「緊急地震速報の利活用の手引き(施設管理者用)Ver.1.0」を配付(8月14日)。 | 国内機関:国際センター等合計18ヵ所 |
| 財務省 | | | |
| 所管法人 | 既に一部の法人において導入 | ・気象庁作成の「緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進について」や「緊急地震速報の利活用の手引き(施設管理者用)」等を周知。 ・導入法人では、自衛防災組織等のマニュアルの作成や「緊急地震速報の利用の心得」の周知等を行った。 | |

| 重要分野における取組・周知状況について | | | 資料 1 |
|---------------------|-----------------------|---|---|
| 速報の与える影響が大きい分野又は施設 | 分野又は施設としての提供・非提供の検討状況 | 緊急地震速報の提供の際の混乱防止のための周知 | 備考 |
| 文部科学省 | | | |
| 学校 | 設置者等において判断 | 高校生以下の児童生徒等に対し、緊急地震速報について説明が行われるよう、都道府県教育委員会等を通じて学校長へ依頼。(平成19年7月17日通知) その際、全児童生徒等分のリーフレットを各教育委員会等へ郵送。(平成19年8月) | 内閣府及び気象庁の協力を得て、全児童生徒等へのリーフレット配布。 |
| 厚生労働省 | | | |
| 医療施設 | 個々の施設において判断されるものと認識 | - | <p>緊急地震速報については、平成19年6月、当省所管の関係団体等へ周知したところ。</p> <p>医療施設における緊急地震速報を活用した取組みについては、独立行政法人国立病院機構災害医療センターにおいて、一般運用に先駆けて、病院での利活用についての研究、実証実験を行ってきたところであり、平成20年3月に具体的な活用方法や簡易行動マニュアル等をまとめ、医療施設での導入に向けての検討の参考とするため、広域災害救急医療情報システムに掲載したところ。</p> <p>《災害拠点病院における導入状況》 受信設備設置済 15施設 / 322施設(全575施設) 今後導入予定 49施設 / 322施設(全575施設) 平成20年1月1日現在調査(厚生労働科学研究事業)</p> |

重要分野における取組・周知状況について

資料 1

| 速報の与える影響が大きい分野又は施設 | 分野又は施設としての提供・非提供の検討状況 | 緊急地震速報の提供の際の混乱防止のための周知 | 備考 |
|-------------------------|-----------------------|--|----|
| 農林水産省 | | | |
| 日本中央競馬会の競馬場及び場外勝馬投票券発売所 | 提供、非提供について検討中 | 関係者には初動対応へのスムーズな移行を図れるように、可能な限り地震速報を伝達する。来場者にはパニックを起こさないように、地震発生時の対応に準拠することを基本とし、緊急時には落ち着いた行動を呼びかける。また、「緊急地震速報に係る説明会」(平成19年6月19日開催)配布資料2「集客施設における管理者の対応例」を参考として、施設毎に定めている「地震災害対策実施計画」を改正。 | |
| 経済産業省 | | | |
| 百貨店 | 検討中(一部店舗で試験的に受信機を設置) | <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度より日本百貨店協会において研究会を開催。気象庁や専門家(日本大学 中森准教授)等と会員企業の間で緊急地震速報の運用について意見交換を実施。 ・平成19年6月29日に日本百貨店協会にて委員会を設置し、緊急地震速報に対する対応について本格的な検討を開始。 ・平成19年9月19日に「百貨店 緊急地震速報 利用ガイドライン」を策定。 ・平成21年3月に全会員店向けに緊急地震速報導入調査アンケートを実施 | |
| スーパー | 検討中(精度・効果等を踏まえて個別に検討) | <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度より関係委員会において気象庁等との意見交換を実施したほか、会員企業間で利用状況等について適宜意見交換を実施。 ・気象庁「緊急地震速報の利活用の手引き」等を必要に応じて会員企業に周知。 | |

重要分野における取組・周知状況について

資料 1

| 速報の与える影響が大きい分野又は施設 | 分野又は施設としての提供・非提供の検討状況 | 緊急地震速報の提供の際の混乱防止のための周知 | 備考 |
|--------------------|--|---|----|
| ショッピングセンター | <p style="text-align: center;">検討中 (業界ガイドラインを周知し導入を呼びかけ。)</p> | <p>・日本ショッピングセンター協会において、平成19年7月より緊急地震速報に対する対応について検討を開始し、平成19年11月12日に「ショッピングセンターにおける緊急地震速報利活用のガイドライン」を策定。平成20年5月に緊急地震速報システム導入についてのアンケートを実施し、ディベロッパーを中心に周知が進んでいることを確認。引き続き、ディベロッパー・テナントへの周知を促進するよう情報提供を継続。</p> | |
| 競輪場 | <p style="text-align: center;">検討中 (施行者は地方自治体の一部署であることから、導入に際しては施行者団体だけの意思決定だけでは導入できず、地方自治体としての意思決定が必要。)</p> | <p>・「緊急地震速報の利活用事例」「緊急地震速報の利用の心得」及び「集客施設における管理者の対応例」等を添付のうえ、(社)全国競輪施行者協議会に周知依頼済み(平成19年4月6日付) ・(社)全国競輪施行者協議会は、平成19年4月17日に会員施行者へ関連資料を送付及び周知し、平成19年5月10日に開催された警備対策委員会において、緊急地震速報について説明及び周知。</p> | |
| オートレース場 | <p style="text-align: center;">検討中 (施行者は地方自治体の一部署であることから、導入に際しては施行者団体だけの意思決定だけでは導入できず、地方自治体としての意思決定が必要。)</p> | <p>「緊急地震速報の利活用事例」「緊急地震速報の利用の心得」及び「集客施設における管理者の対応例」等を添付のうえ、全国小型自動車競走施行者協議会に周知依頼済み(平成19年4月6日付)</p> | |
| 遊園地 | <p style="text-align: center;">検討中 (費用面等について検討する必要がある。)</p> | <p>「緊急地震速報の利用の心得」及び「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」最終報告参考資料9「集客施設における管理者の対応例」を添付のうえ、東日本遊園地協会及び東日本遊園地協会に周知依頼(平成19年6月26日付) 「緊急地震速報の利活用の手引き(施設管理者用)Ver.1.0」及びリーフレット「緊急地震速報をご存知ですか?」を配布し、周知(平成19年8月)</p> | |

重要分野における取組・周知状況について

資料 1

| 速報の与える影響が大きい分野又は施設 | 分野又は施設としての提供・非提供の検討状況 | 緊急地震速報の提供の際の混乱防止のための周知 | 備考 |
|--------------------|---|---|----|
| 結婚式場 | 検討中 (事業者のほとんどがホテル等施設内にあり、施設管理者との調整が必要。) | 「緊急地震速報の利用の心得」及び「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」最終報告参考資料9「集客施設における管理者の対応例」を添付のうえ、(社)日本ブライダル事業振興協会に周知依頼(平成19年6月26日付) 「緊急地震速報の利活用の手引き(施設管理者用)Ver.1.0」及びリーフレット「緊急地震速報をご存知ですか?」を配布し、周知(平成19年8月) | |
| 学習塾 | 検討中 (費用面より導入は難しい。) | 「緊急地震速報の利用の心得」及び「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」最終報告参考資料9「集客施設における管理者の対応例」を添付のうえ、(社)全国学習塾協会に周知依頼(平成19年6月26日付) 新潟県中越沖地震の発生を受けて、「学習塾に通う子どもを災害から守る」特集で定期刊行物を発行し、周知(平成19年8月7日付) 「緊急地震速報の利活用の手引き(施設管理者用)Ver.1.0」及びリーフレット「緊急地震速報をご存知ですか?」を配布し、周知(平成19年8月) | |
| コンベンション施設 | 検討中 (設置者は地方公共団体となるため、地方公共団体との調整が必要。) | 「緊急地震速報の利用の心得」及び「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」最終報告参考資料9「集客施設における管理者の対応例」を添付のうえ、大規模展示場連合会に周知依頼(平成19年6月26日付) 「緊急地震速報の利活用の手引き(施設管理者用)Ver.1.0」及びリーフレット「緊急地震速報をご存知ですか?」を配布し、周知(平成19年8月) | |
| フィットネスジム等 | 検討中 (費用面や施設が多様化(スイミング施設やスパ施設があるなど)しているため導入は難しい。) | 「緊急地震速報の利用の心得」及び「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」最終報告参考資料9「集客施設における管理者の対応例」を添付のうえ、(社)日本フィットネス産業協会に周知依頼(平成19年6月26日付) 「緊急地震速報の利活用の手引き(施設管理者用)Ver.1.0」及びリーフレット「緊急地震速報をご存知ですか?」を配布し、周知(平成19年8月) | |

重要分野における取組・周知状況について

資料 1

| 速報の与える影響が大きい分野又は施設 | 分野又は施設としての提供・非提供の検討状況 | 緊急地震速報の提供の際の混乱防止のための周知 | 備考 |
|--------------------|-----------------------|---|----|
| 電力PR館 | 既に一部の事業者において導入 | 「緊急地震速報の利用の心得」及び関係省庁連絡会議(第1回)配布資料3「集客施設における管理者の対応例」を添付のうえ、電気事業連合会に周知依頼(平成19年4月17日付) | |

重要分野における取組・周知状況について

資料 1

| 速報の与える影響が大きい分野又は施設 | 分野又は施設としての提供・非提供の検討状況 | 緊急地震速報の提供の際の混乱防止のための周知 | 備考 |
|--------------------|------------------------------|--|----|
| 国土交通省 | | | |
| 建設現場 | 既に一部の建設業者において導入 | 所管団体に対し、「緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進について」(気象庁リーフレット、一般向け緊急地震速報利用の心得、緊急地震速報利用マニュアルの作成等について及び参考資料を添付)を送付し、関係者へ周知依頼(平成19年5月15日付)。 | |
| 不動産業者 | 既に一部の事業者において導入 | 所管団体に対し、「緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進について」(気象庁リーフレット、一般向け緊急地震速報利用の心得、緊急地震速報利用マニュアルの作成等について及び参考資料を添付)を送付し、関係者へ周知依頼(平成19年5月16日付)。 | |
| 国営公園 | 所管施設内にある集客施設の一部において提供を検討中 | ・国営公園の管理者を対象に、「緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進について」(気象庁リーフレット、一般向け緊急地震速報利用の心得、緊急地震速報利用マニュアルの作成等について及び参考資料を添付)を配布し、説明。 | |
| 高速道路 | 一部のSA・PAにおいて音声放送等による利用者等への提供 | 緊急地震速報情報提供時の混乱を防止するため、気象庁作成のポスターを休憩施設等で掲示。 | |
| 建築物に設置されたエレベーター | 既に一部の事業者において導入 | 業界団体等に対し、「緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進について」(気象庁リーフレット、一般向け緊急地震速報利用の心得、緊急地震速報利用マニュアルの作成等について及び参考資料を添付)を送付し、関係者へ周知依頼(平成19年5月17日付)。 | |
| 鉄道事業 | 走行中の列車停止について、既に一部の事業者において導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・所管団体及び鉄道事業者に対して、「緊急地震速報の利用の心得」等を周知(5月15日付け) ・運輸局主催の鉄道事業者向けの説明会を実施(1運輸局) ・所管団体との勉強会(8月16日) ・鉄道分野の集客施設における緊急地震速報に関する勉強会(8月22日) | |

重要分野における取組・周知状況について

資料 1

| 速報の与える影響が大きい分野又は施設 | 分野又は施設としての提供・非提供の検討状況 | 緊急地震速報の提供の際の混乱防止のための周知 | 備考 |
|---|--------------------------------------|---|----|
| 旅客船ターミナル | 港湾施設全体としての利活用のあり方について検討中 | <p>・港湾管理者及びフェリー公社に対して、「緊急地震速報の利用の心得」等を周知(5月25日付け)</p> <p>・港湾管理者に対して、緊急地震速報の利用による安全性向上に向けた取り組みの推進及びフェリー公社等関係事業者への同内容の周知並びに、導入状況や導入に向けた検討状況に関する報告(アンケート)を依頼(平成19年9月28日付)</p> <p>・港湾管理者に対して平成19年9月28日付で依頼したアンケート集計結果を報告するとともに、緊急地震速報の活用について引き続き積極的な取り組みを依頼(平成20年1月30日付)</p> <p>・各地方整備局管轄区域毎に開催した防災担当者会議において、港湾管理者に対して、緊急地震速報について積極的な取り組みを依頼(平成20年5～7月)</p> | |
| 船用工業事業者 (当該事業者は陸用品を主として製造、よって船用事業者特有の内容でない。) | すでに一部の事業者にて導入 | 地震速報受信から防災対策本部(社内)への連絡手順を確立しており、さらに各自への連絡体制の整備については検討中である。 | |
| モーターボート競走場及び場外舟券発売場 | 引き続き一部施行者で検討中 | 所管団体に対し、「緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進について」(気象庁リーフレット、一般向け緊急地震速報利用の心得、緊急地震速報利用マニュアルの作成等について及び参考資料を添付)を送付し、関係者へ周知依頼(平成19年5月16日付)。 | |
| 小型船舶操縦士試験会場 (その他講習会及び教習所等会場) | 現時点導入までは考えていない | 同上 | |
| 空港事務所 | 一部の空港で導入し順次導入している。航空機に対して、管制塔より情報を提供 | 所管団体に対し、「緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進について」(気象庁リーフレット、一般向け緊急地震速報利用の心得、緊急地震速報利用マニュアルの作成等について及び参考資料を添付)を送付し、関係者へ周知依頼(平成19年5月14日付)。 | |

重要分野における取組・周知状況について

資料 1

| 速報の与える影響が大きい分野又は施設 | 分野又は施設としての提供・非提供の検討状況 | 緊急地震速報の提供の際の混乱防止のための周知 | 備考 |
|--------------------|---|--|----|
| 空港ターミナルビル | 順次、事業者において導入が進んでいる | 全国空港ビル協会会員事業所等に対し、「緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進について」(気象庁リーフレット、一般向け緊急地震速報利用の心得、緊急地震速報利用マニュアルの作成等について及び参考資料を添付)を送付し、関係者へ周知依頼(平成19年5月14日付)。 | |
| 観光庁 | | | |
| ホテル・旅館 | 既に一部の事業者において導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急地震速報の利用の心得」及び「緊急地震速報利用マニュアルの作成等について」等を添付のうえ、業界団体に周知依頼(平成19年5月16日付) ・導入している事業者では、(エレベーター及び中央監視室でのパトライト、ブザー、また、各担当従業員の端末に震度、到達時間をアラームするポップアップシステム等を構築)関係部署へマニュアルを配布し、周知を実施。 ・業界団体の防災対策検討委員会において、地震発生時の対応活動指針を策定。(平成19年12月) | |
| 気象庁 | | | |
| 予報業務許可事業者 | 地震動の予報業務許可事業者として緊急地震速報(予報・警報)の提供、自社オフィス等での利用を実施。また、既に一部の気象・波浪の予報業務許可事業者にて導入 | 緊急地震速報に関する説明会、フォーラム等様々な機会、場において周知を実施。 | |